

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は、経営の基本方針として基本理念(VISION、MISSION、VALUES)を定め、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組みます。

VISION

- ・私たちは完全リサイクル可能な世界で最も環境に優しい石膏ボードと建築ソリューションを提供します。
- ・私たちはお客様の課題に真摯に向き合い、お客様から最初に選ばれる企業を目指します。
- ・私たちは互いの成長を支え合い、活力に溢れる組織を目指します。

MISSION

- ・「最高の品質」と「独自技術」で、「安全・快適な生活空間」を届けます。

VALUES

- ・私たちらしさ
- ・パートナーシップ
- ・エンゲージメント
- ・起業家精神

また、当社グループの役職員がいかに判断し行動すべきかの指針として、企業倫理規範を制定しています。

【チヨダウーテグループ企業倫理規範】

基本原則

1. 人権の尊重
2. 法令の遵守
3. 環境保全

行動規範

1. 顧客の信頼を得られる行動
2. 会社資産の私的使用禁止
3. 不正、不当な行為の禁止
4. 公正な事業競争
5. 反社会的勢力との関係遮断
6. 情報の管理
7. 個人的利益追求の禁止
8. 健全な職場環境
9. 環境保護

役職員が、基本理念を常に意識し、企業倫理規範を遵守しながら、持続的な企業価値の向上を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2 議決権の電子行使及び招集通知の英訳等】

当社は、機関投資家や海外投資家による議決権行使を容易にするための環境作りは重要であると認識しているものの、現在、当社の株主に占める機関投資家や海外投資家の構成比率が低いと、費用面を勘案して議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳はしていません。今後、当社の株主構成に大きな変化が生じた場合には、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳について検討を進めてまいります。

【補充原則3-1 英語での情報開示・提供】

当社は、海外投資家に向けた英語による情報提供の必要性や重要性を認識しているものの、現在、当社の株主に占める海外投資家の構成比率が低いと、費用面も勘案して現時点での対応は不要であると考えております。今後、当社の株主構成に大きな変化が生じた場合には、英語での情報の開示・提供について検討を進めてまいります。

【補充原則4-1 中期経営計画】

当社は、当社を取り巻く環境が激しく変動する状況にあって、中期的な業績予想を掲げることが、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期経営計画を策定していません。一方、単年度の業績予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的実施しており、決算発表等を通じて株主を含むステークホルダーに対して適切に開示・説明を行っております。

【補充原則4-1 CEO等の後継者計画】

当社では、代表取締役社長の後継者の継承計画について、特に文書化されたものは存在しませんが、当社の基本理念や経営戦略を踏まえ、

後継者となるに相応しい候補者を取締役会が選定し、当該候補者が代表取締役社長に相応しい資質を有するかを十分時間をかけて審議した上で、取締役会で決定することとしております。

【補充原則4-2 中長期的な業績連動報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の割合】

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各々の職責を踏まえた適正な水準としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与としての業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。業績連動報酬は、業績指標にEBITDAマージンの達成度合いを反映した現金報酬としております。

なお、自社株報酬の意義については認識しているものの、現時点において導入する予定はありません。今後、中長期的な企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬体系の在り方について、慎重に検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、現在、独立社外取締役を1名選任しており、独立した客観的な立場から助言機能・監督機能を果たしていただいていることから、現状においては独立社外取締役を2名以上選任する必要性は低いものと考えております。独立社外取締役を2名以上選任することの要否は、独立社外取締役の役割・責務や当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、中長期的に検討してまいります。

【補充原則4-8 支配株主からの独立性の確保】

当社は、支配株主を有しておりませんが、筆頭株主であるKnauf International GmbHが当社株式の45.28%(2021年3月末時点)を保有しております。

当社では、現在、独立社外取締役を1名選任しており、独立した客観的な立場から助言機能・監督機能を果たしていただいていることから、現状においては独立社外取締役を3分の1以上選任する必要性は低いものと考えております。独立社外取締役を3分の1以上選任することの要否は、独立社外取締役の役割・責務や当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、中長期的に検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、会社法が定める機関設計のうち監査役会設置会社の形態を採用しております。当社は任意の委員会を設置しておりませんが、役員の指名や報酬をはじめとする特に重要な事項に関する検討に当たっては、社外取締役のほか社外監査役の適切な関与及び助言を受けることにより、取締役会の機能の独立性及び客観性並びに説明責任の強化を図っております。

【補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の設置】

当社において、独立社外取締役は1名であり取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会において経営陣幹部及び取締役の指名を行う際には、独立社外取締役の適切な関与・助言を得て審議を行っており、取締役会の機能の独立性と客観性は担保されていることから、独立した指名委員会の設置は現時点においては必要性が低いものと考えております。

また、報酬に関しましては、取締役会の決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業を客観的に評価するのに最も適任である代表取締役会長及び代表取締役副社長の2名に決定を委任しており、独立した報酬委員会の設置についても現時点においては必要性が低いものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、専門知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、その上で国際性、職歴、年齢の面でも多様性のある構成となっております。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計に関する知識を有する者を選任しており、社外監査役2名はいずれも税理士の資格を有しております。

ただし、現在の取締役会は全員男性で構成されていることから、ジェンダー面における多様性の確保については、引き続き検討してまいります。また、法務に関する知識を有する監査役の選任についても、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11 取締役会の機能発揮と多様性の確保】

当社の取締役会は、定款により取締役3名以上とする旨規定されており、現在、6名(うち社外取締役2名)で構成され、建設的な議論を行うのに適正な規模であると考えております。また、当社の取締役会は、各々の担当分野について必要とされる専門的知識、経験及び能力等のバランスに配慮するとともに、国籍等の面を含む多様性を確保した人員で構成することを基本的な考え方としております。なお、当社の独立社外取締役は、他社での業務執行取締役の経験を有しております。

なお、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行ってまいります。

【補充原則5-2 事業ポートフォリオに関する基本的な方針】

当社は、せっこうボードの製造・販売という単一事業を営んでいるため、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は定めておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1)政策保有株式に関する方針

当社は、取引先との間で良好な関係を維持し、取引の拡大を図ることにより当社の中長期的な企業価値の向上を実現することが期待できる場合には、取引先の株式を戦略的に保有する方針としておりますが、取引関係に変動が生じて戦略的に保有する意義が薄れたと判断されるものについては縮減する方針としております。

(2)政策保有株式に係る検証の内容

当社は、政策保有株式の検証に当たっては、毎年、保有銘柄ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、中長期的な関係維持、取引拡大及びシナジー創出等の保有目的に沿っているかを精査しております。その結果、保有の妥当性が認められないと判断された場合には、縮減するなど適宜に見直しをしております。

(3)政策保有株式に係る議決権行使基準について

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、当社及び発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。また、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす事態が発生した場合及び重大な違法行為が発生した場合等には、議案に対する賛否を慎重に判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引や利益相反取引は、取締役会規程の定めにより取締役会の承認事項としており、当該取引を行うに当たっては、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において当該取引の合理性・妥当性等について審議し、承認を得るものとしております。また、当該取引を行った取締役は、その取引に関する重要な事実を遅滞なく取締役会に報告しなければならないものとしております。

また、主要株主等との取引についても、市場価格や取引実勢等を勘案して、当社や株主共同の利益を害さないことを確認した上で行っており

ます。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、性別・国籍・新卒・中途採用を問わず適材・適所に管理職への登用を行っており、人事部において人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成計画を立案・実行しております。特に多様性の確保や将来の労働人口減少を見越し、女性活躍推進法の施行がなされたことを機に、当社でも女性の管理職登用を見据え、これまで管理職候補とならなかった一般職から将来管理職候補となり得る総合職への職群転換を積極的に行っております。その結果、現在では、当社における女性管理職（課長代理以上の役職者）の数は13名となっており、今後も増員を図ってまいります。

なお、外国人の管理職は現在3名（役員除く）となっており、今後も増員していく予定です。

一方、中途採用者については、当社の場合、新卒採用と中途採用は、ほぼ同数となっており、管理職への登用比率についても、職務遂行能力に応じて適切に登用しているため、両者の間で差異は見られません。したがって、中途採用者の管理職への登用については特段の目標を定めておりません。

その他、高年齢者の雇用については、定年再雇用を行っており、定年後も継続して就業を希望する社員は、65歳まで継続雇用される制度となっております。当社では、近年、多様性の確保とともに中核人材の定着を図るため、ワークライフバランスの実現の一環として、就業日数や就業時間の削減を行っており、工場勤務者においては年間140日の休暇、その他事務職においても年間125日の休暇並びに一日の就業時間7時間45分を実現するなど、社内の労働環境に関わる整備を適宜行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、確定給付型企業年金（規約型）を採用しており、事務局である管理本部には企業年金の運用に当たる適切な資質を備えた人材を登用・配置しております。また、資産運用機関より定期的に報告を受け、従業員の安定的な資産形成が図られるようモニタリングを行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は、VISION、MISSION、VALUESを基本理念に掲げ、当社HPで開示しております。また、当社の経営の基本方針及び中長期的な経営戦略については、有価証券報告書で開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンス報告書「1.基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3)当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与としての業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、取締役の固定報酬と賞与については、企業業績やそれに至った背景・要因及び今後の企業価値向上に向けた企業活動の進捗状況等を取締役会で議論した上で、代表取締役会長及び代表取締役副社長の2名が取締役会の委任に基づき、限度額の範囲内において報酬額を決定しております。

(4)取締役候補については、取締役会において、当事業に精通し専門性を有するとともに、会社経営全般に適切な意思決定ができるバランス感覚を有する人材を指名することとしております。社外取締役候補については、候補者の経歴を鑑みて、幅広い経験や高い見識を当社経営に活かすことのできる人材を指名することとしております。また、監査役候補については、財務・会計に関する知見など監査に必要な専門性と幅広い分野についての豊富な知識を有する人材を指名することとしております。なお、監査役候補については、事前に監査役会の同意を得ております。

取締役会は、取締役が求められる機能を発揮していない場合や重大な法令・定款違反その他当該取締役の職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、役位の解職または株主総会に提出する解任議案について審議することとしております。

(5)当社では、全ての取締役・監査役候補者について、その選解任理由を株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3-1 自社のサステナビリティについての取組み、人的資本及び知的財産への投資等情報開示】

当社は、人的資本に関しては、社員一人一人が能力を發揮できるよう階層・役割別の体系研修に加え、昇格・昇進要件を満たす人材教育計画を立案して運用しております。

また、当社は、知的財産については、専属部署（知的財産室）を設け、当該部署において業界の特許動向を常にトレースし、必要に応じ適宜、特許対策を実施する体制を構築しております。

その他、当社のサステナビリティへの取組みとして、事業活動を通じて新たな経済的・社会的価値を生み出し、安全と環境に寄与していくことを目指しております。具体的には、温室効果ガス排出削減への貢献として、せっこうボードの製造工程で必要となる熱源を、石油燃料を利用したボイラーから木質系バイオマスを利用したボイラーに転換することにより、製品のライフサイクル全体に亘ってCO2の排出削減に向けた取組みを行っております。

また、持続可能な循環型社会への貢献として、せっこうボードを被覆するために使用する原紙には、新聞古紙や段ボールなどの再生紙を使用するとともに、原料の石膏には火力発電所などから排出される副生石膏を利用しております。さらに、当社では、建築現場などから発生するせっこうボード廃材を回収し、原料石膏の一部として再利用することにより、せっこうボードからせっこうボードへの循環を促進し、廃棄物削減への取組みを行っております。

【補充原則4-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社では、取締役会で意思決定すべき事項を取締役会規程で定めており、取締役会の決議事項以外の事項については、稟議により社長の決裁に委任し、その運用に関する取り決めは、稟議規程及び職務権限規程に定めております。また、業務執行責任者及び部門長の職務権限、職務分掌等についても、職務権限規程及び業務分掌規程により明確化しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を当社における独立社外取締役の独立性判断基準としております。

また、当社の取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役を含む取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の職務に振り向けることができるように、兼職の数については合理的な範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書及び事業報告等において開示しております。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

当社は、取締役会全体の実効性評価について、すべての取締役及び監査役を対象としてアンケート方式による自己評価を実施し、その結果に基づいて取締役会で議論を行っております。

当事業年度の結果につきましては、当社の取締役会の審議事項、審議時間及び運営方法は適切であり、全体として実効性が概ね確保されて

いるものと評価いたしました。

一方で、取締役会のメンバーは、経験、知識及び能力に関して幅広い層から構成されているものの、ジェンダーの面で課題があることを確認いたしました。

今後はアンケート形式のみならず、外部機関の活用も検討しつつ、取締役会の実効性をより一層向上させるよう努めてまいります。

【補充原則4-14 トレーニングの方針】

新任役員に対しては、経営陣として理解しておくべき一般的な法務知識等の習得のため、必要に応じて外部セミナーを活用しております。また、社外から招聘する新任役員に対しては、当社の沿革・組織・事業等に関する知識を習得するため、就任時に社史を使ったオリエンテーションや工場見学などを実施しております。

また、就任後においては、取締役及び監査役が、それぞれ必要と考えるセミナーに参加することを推奨しており、取締役及び監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、合理的な範囲で前向きに対応しております。

() 当社では、IR担当役員が管理本部長として経理部、コーポレート事業推進室、業務部等のIR活動に関連する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っております。

() 経理部が事務局となり、決算説明会を半期に1回開催し、社長、IR担当役員が説明を行っております。

() IR活動のフィードバックについては、取締役会において、取締役及び監査役との間で適切に情報共有を図っております。

() 株主・投資家との対話の際は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に関する事項を対話のテーマにすることとし、インサイダー情報に言及しないよう、情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Knauf International GmbH	10,558,599	45.28
株式会社晴山	2,200,000	9.43
株式会社平田興産	1,635,220	7.01
株式会社ゼロシステム	1,265,650	5.42
チヨダ共栄会	830,300	3.56
基毘商事株式会社	701,000	3.00
平田 美代子	634,196	2.71
平田 晴久	452,978	1.94
チヨダ取引先持株会	360,200	1.54
株式会社三菱UFJ銀行	300,900	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武藤 時裕	他の会社の出身者											
クノツァー・ウーヴェ	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武藤 時裕	○	当社の主要な借入先で2010年6月まで業務執行者でありました。	公正中立の立場から経営のチェックを行うことができるという観点から、適切な人物であると判断いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任しております。
クノツァー・ウーヴェ		当社の資本業務提携先であるKnauf International GmbHのGeneral Managerとその親会社Gebr. Knauf KGのGeneral Partnerを兼任しています。	ドイツのフォイト・グループにて経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、これをもとに当社の経営全般の監督と助言を頂く事で当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与して頂けると判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との緊密な連携に努めており、定期的に会計監査の実施結果並びに今後の課題について報告を受けるなど随時情報交換を実施しております。

また、内部統制室が各部署について業務監査を行っており、その監査結果は、社長並びに監査役に報告されるなど監査役監査との連携をとりながら内部監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金森 武美	税理士													
山本 景一	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金森 武美	○	――	専門知識を生かし、公正中立の立場から、当社取締役の職務執行が妥当なものであるかどうかを監査できるという観点から、適切な人物であると判断いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として選任しております。

山本 景一		専門知識を生かし、公正中立の立場から、当社取締役の職務執行が妥当なものであるかどうかを監査できるという観点から、適切な人物であると判断いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものとして、独立性が保たれていると判断しております。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動報酬制度の導入をしております。業績連動報酬（賞与）については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の事業活動から生じるキャッシュ(EBITDA)の売上高に対する比率であるEBITDAマージンの達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社の取締役に対する役員報酬等の総額は92百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

・取締役(うち社外取締役) 8名(2名)

基本報酬 63百万円(4百万円)

業績連動報酬 22百万円(1百万円)

退職慰労金 6百万円(0百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。なお、その決定に当たっては、取締役会決議に基づき、2021年3月末時点での代表取締役2名がその具体的内容について委任を受け、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を厳格に行っている為、取締役会も基本的にその決定内容が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

イ.基本方針

- ・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としております。
- ・具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与としての業績連動報酬、規程に基づく退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

ロ.金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、

総合的に勘案して決定します。

・退職慰労金は、規程に基づき役位、職責、在任年数、ならびに在任中の功労等を踏まえ決定します。

八. 業績連動報酬の内容および額の算定に関する方針

・業績連動報酬(賞与)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の事業活動から生じるキャッシュ(EBITDA)の売上高に対する比率であるEBITDAマージンの達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給します。

・目標となる業績指標とその値は、10%超の達成(2020年度末連結ベース実績5.6%)を目指して取り組み、年度ごとの事業計画と整合するよう計画設定時に設け、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額における取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

・業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、個人別の報酬等の内容を決定します。

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役の金銭報酬の額は、1986年10月9日開催の第48回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(社外取締役はおりません)です。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

・個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、2021年3月末時点の代表取締役2名(代表取締役社長平田晴久、代表取締役副社長クナウフ・アルフォンス・フレデリック)が、その具体的内容について委任を受け協議のうえ決定することとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当職務の遂行状況を踏まえた賞与の評価配分とします。

・これらの権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業を評価するには、上記2名による協議が、客観的で最も適切に実施されるからであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する組織として、業務部業務課が担当しております。

また、必要に応じて連絡を取っており、適宜、意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 会社の機関の内容

<取締役会>

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、議長を代表取締役社長平田芳久が務め、原則月1回定期的に開催し、重要な案件については必要に応じ随時取締役会を開催しております。経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役会の業務執行状況を監督する機関として位置づけ運営しております。

なお、取締役の任期を1年とすることで取締役の経営責任をより明確にするとともに、社外取締役2名を選任し、経営監督機能を強化しております。

<監査役会>

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、議長を常勤監査役片岡孝之が務めております。監査役会の開催や取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、重要な稟議書の閲覧等により取締役の業務執行の監査を実施しております。なお、業務監査及び財務報告に係る内部統制については、社長直属の内部統制室(2名)を設け監査機能の充実を図っております。

<経営委員会>

経営委員会は、取締役(社外取締役を除く)、常勤監査役及び執行役員等で構成され、議長を代表取締役社長平田芳久が務めております。各事業部門における業務の全体的な方向性について情報共有を図り、事業計画の進捗等に関する協議を行うとともに、取締役会で決定された方針・戦略のフォローを迅速に行う必要性がこれまでも増して高くなってきているとの考えから、経営委員会の開催頻度を高め月2回以上とすることを取り決めております。この結果、当社に著しい影響を与える潜在的リスクを徹底的に検討し、迅速に対処することで適切なリスク管理が行えることが図れます。

これらに加え、顧問契約している複数の法律事務所より法律全般についてアドバイスを受けております。

2. 内部統制システムの整備の状況

取締役会で決議しました内部統制システムの基本方針に沿い、その整備を進めております。

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、基本理念及び企業倫理規範を定め、これらを記載した「チヨダウ・テバリュブック」をグループ各社の役職員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。

また、日常業務を遂行する中で遵守すべき行動基準を定めた「コンプライアンスガイドライン」を制定し、グループ共通の価値観として共有するよう、諸会議等において周知徹底を図っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、重要会議での議事録、稟議書や契約書など情報等の種類ごとに、各担当部署にて適正に保存及び管理する体制を整えています。

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、グループ会社については、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営上の重要事項は事前協議を行い、当社取締役会、取締役、または執行役員が承認決裁することにより、グループ会社の経営管理を行っております。

一方で、財務報告の適正性を確保するための体制として、管理本部は適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図っております。

3. 会計監査の状況

当社は仰星監査法人と監査契約を締結しております。定期的監査のほか、その過程で会計上の課題についてはアドバイスを受け会計処理の適正性に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名は、小川薫、堤紀彦であります。

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者6名、その他1名であります。

4. 監査報酬の内容等

2021年3月期における監査公認会計士等に対する報酬は、以下のとおりであります。

- ・監査証明業務に基づく報酬 20百万円
- ・非監査業務に基づく報酬 - 百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、当社のコーポレート・ガバナンス(「基本的な考え方」参照)を実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しているため、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、社長自身がアナリスト・機関投資家の皆さまに、決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信や有価証券報告書などの情報を掲載しております。 http://www.chiyoda-ute.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門は経理部が担当し、そこにIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は日常業務を遂行する中で遵守すべき行動基準を定めたコンプライアンスガイドラインを制定し、諸会議等において周知、徹底を図っております。また、コンプライアンス研修の開催やコンプライアンスに関する諸事例の紹介等によりコンプライアンスの啓蒙に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社四日市工場にてISO14001の認証を取得。 また、経営理念で表明しているように、地球にやさしい製品の開発、提供を続けていくとともに、ゼロエミッションをすすめ、環境への負荷を減らすなど、環境を重視した活動を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した事項は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社取締役会は、「取締役会規程」に則り、当社経営基本方針の決定と取締役の職務執行の監督を行っており、取締役会における審議、報告を通じて取締役の職務執行をチェックすることで、その法令・定款の適合性を確保する。
 - (2) 当社が制定した「チヨダウテグループ企業倫理規範」を盛り込んだ「チヨダウテバリューブック」をグループ各社の役職員に配布するとともに、日常業務を遂行する中で遵守すべき行動基準を定めた「コンプライアンスガイドライン」を当社グループに適用しており、法令遵守の意識をグループ全体に周知徹底するよう努める。
 - (3) 社長直轄の内部統制室が当社グループにおいて監査を実施し、取締役会に対してコンプライアンス状況を報告するとともに、業務の有効性を確認する。
 - (4) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として当社グループに匿名で通報・相談が可能な内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、取締役会は迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対処する。
 - (5) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に努める。
 - (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともにこれら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会議事録、経営委員会議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る情報は、遅滞なく文書化し、内容確認の上、「文書管理規程」その他関連の社内規程に基づき保存管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、業務上必要のある場合は、いつでもこれら保存された文書を閲覧できることとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループは、「チヨダウテグループのリスク管理方針」を定め、事業活動に影響を及ぼすリスクを除去し、可能な限り被害を極小化する体制を整備する。
 - (2) 当社グループのリスク管理の推進は、月2回以上開催する経営委員会において、必要に応じて担当部門長がリスクの洗い出し、評価、対応のための協議を行うことで、迅速かつ適切に実施する。
 - (3) 取締役会は、グループ全体のリスク管理に関する意思決定を行い、管理体制の見直しを適宜行う。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、全社的な経営計画を立案し、各担当役員は、それぞれに割り当てられた目標を達成するために具体策を実行する。重要事項の決定と各取締役の業務執行状況の報告並びに取締役の職務執行の監督を行う為、当社は、取締役会を原則月1回以上開催し、監査役は、取締役の業務執行状況を監査する。
 - (2) グループ会社については、当社の役職員を兼務させるなど経営状況の把握や問題点の早期発見と対応策の立案等、グループ会社の経営全般を管理するうえで効率的な事業運営体制を構築する。
 - (3) グループ会社の事業計画策定の指導や計画の進捗管理については、グループ会社の事業推進を統括しているコーポレート事業推進室が担当しており、グループ会社の職務の執行が効率よく行われるために適切な助言を適宜行う。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループは、法令の遵守に加え、高い倫理観を保持しながら企業活動に取り組むことを目的として「コンプライアンスガイドライン」を制定しており、グループ共通の価値観として共有するようコンプライアンス体制を構築する。
 - (2) 当社では内部統制室を設置し、「内部監査規程」に基づき、必要に応じてグループ会社の業務についても監査を実施する。
 - (3) グループ会社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要事項について当社と事前協議を行うことが定められており、グループ全体の経営管理を適正に行う体制を構築する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が監査を有効に行う為に監査役の職務を補助すべき使用人の配置を求めたときは、監査役の職務を適切に補助できる必要な知識・能力を備えた使用人を配置する。
7. 前号6の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務の独立性を確保するため、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役以外の指揮命令は受けないことに加え、当該使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分の実施は監査役の同意を得ることとする。
8. 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会、経営委員会、その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、稟議書等を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (2) 監査役は、グループ会社の事業を統括しているコーポレート事業推進室より、子会社の状況について報告を適宜受け、また内部統制室より、内部監査の結果について報告を受ける。
 - (3) 当社は、内部通報の適用対象にグループ会社を含め、当社並びにグループ会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
9. 前号8の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役へ報告した者に対し、法令違反行為等に関する相談または通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該

費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査業務を適切に遂行するため、取締役、使用人及びグループ会社の業務執行者との意思疎通、情報交換を図り、監査を実施する。
- (2) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士及び税理士等に監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切係りを持たないことを基本方針としております。また、社内研修等を通じて役職員への周知徹底を図っております。この他、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、被害防止に努めております。

その他

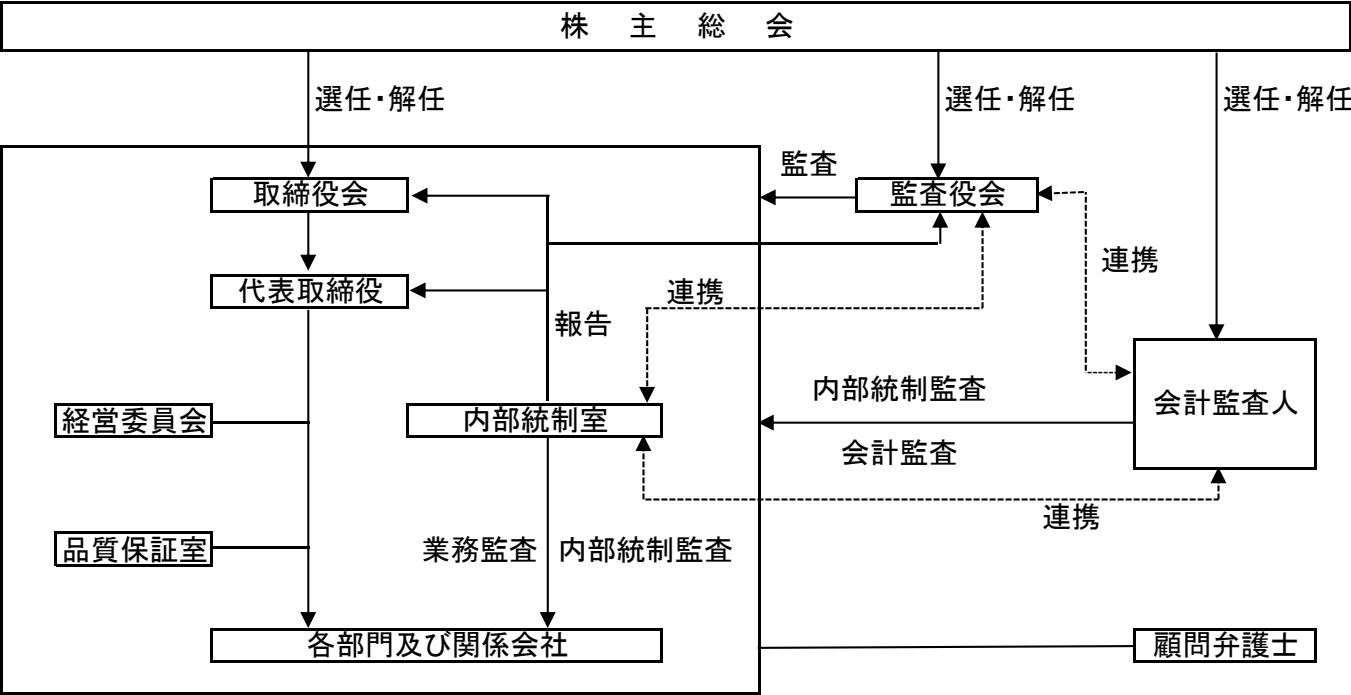
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



・適時開示体制の概要（模式図）

